

15 有事法制

(1) 有事法制とは

平成19年版防衛白書によると、有事法制については、必ずしも概念として定まったものがあるわけではなく、かつて自衛隊法第76条の規定により防衛出動を命ぜられるという自衛隊の行動にかかわる法制に付いての研究が「有事法制研究」として行われるなど、多義的であるとしており、同白書では、有事法制と用いる場合、2003年以降に整備された事態対処関連法制を指すとしている。

(2) 意義

平成19年版防衛白書によると、わが国に対する武力攻撃など、国や国民の平和と安全にとって最も重大な事態への対処について、国として基本的な体制の整備を図ることは極めて重要であり、中でも武力攻撃事態などを終結させるための自衛隊、米軍の行動を円滑にする法制や、国民の生命、財産を保護するための法制ならびに、自衛隊の運用体制などを確立しておくことは、国家存立の基盤をなすものとして当然行うべきものであるとしている。

さらに、このような法制整備や自衛隊の運用体制の確立などは、自衛隊が活動する際の基盤となるものであり、武力攻撃事態等における、実効的な対応を可能とし、わが国に対する武力攻撃の抑止に資するほか、武力攻撃事態等における文民統制（シビリアン・コントロール）の貫徹の観点からも重要であるとしている。

(3) 法律の概要

有事法制は、平成15年（2003年）6月6日に成立した「武力攻撃事態対処法」、「安全保障会議設置法の一部を改正する法律」、「自衛隊法等の一部を改正する法律」の武力攻撃事態対処関連3法と、平成16年（2004年）6月14日に成立した、「国民保護法」、「米軍行動円滑化法」などの有事関連7法からなっている。

法律とその概要は以下のとおり。

ア 武力攻撃事態対処関連3法（平成15年6月13日施行）

(ア) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）

武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体などの責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要な法律の整備に関する事項を定め、もってわが国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(イ) 安全保障会議設置法の一部を改正する法律

安全保障会議への諮問事項に、対処基本方針の他、内閣総理大臣が必要と認める武力攻撃事態等への対処に関する重要事項、内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態への対処に関する重要事項を追加する。

(ウ) 自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

a 防衛出動時における物資の取用などにかかわる規定の整備

防衛出動時における物資の取用や土地、家屋の使用などについて一定の要件の下で、都道府県知事などが、土地使用の際の立木などの移転・処分、家屋使用の際の形状変更を行うことができることなどを定める。

b 防衛出動を命じられる前の防御施設構築の措置にかかわる規定の新設

防衛出動を命じられる前であっても、武力攻撃への対処のための準備の一環として、一定の要件の下、防衛庁長官が、自衛隊の部隊に土地を使用して防御施設の構築を命ずることができることを定める。

c 防衛出動時における自衛隊の緊急通行にかかわる規定の新設

防衛出動時に、一般の交通に使わない通路や空地などを緊急に通行できることなどを定める。

d 取扱物資の保管命令に従わなかった者などに対する罰則

自衛隊法第103条の規定による取扱物資の保管命令に違反してその物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者についての罰則規定を設ける。

e 防衛出動時における関係法律の特例の整備

防衛出動などを命じられた自衛隊が任務を円滑に行えるよう、道路法、海岸法、建築基準法、医療法、墓地・埋葬等に関する法律などに適用除外その他の特例を設ける。

f 防衛出動手当の支給

防衛出動を命ぜられた職員に防衛出動手当を支給することなどを定める。

イ 有事関連7法（平成16年6月18日施行）

(ア) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃が国民生活及び国民経済に与える影響を最小とするため、国、地方公共団体の具体的な役割分担、指定公共機関の役割、対処措置の実施を推進するための体制等について定める。

(イ) 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律

武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するために必要な米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他当該行動に伴って我が国が実施する措置を定める。

(ウ) 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律

武力攻撃事態等における特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波）の利用に関し、その総合的な調整を図り、もって対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、指針の策定その他の必要な事項を定める。

(エ) 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律

国際的な武力攻撃事態において適用される国際人道法の的確な実施の確保を図るため、刑法等による処罰と相まって適用するこれらの国際人道法に規定する重大な違反行為に対する罰則等を整備する。

(オ) 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

武力攻撃事態に際して、我が国領海又は我が国周辺の公海（排他的経済水域を含む。）における外国軍隊等の用に供する武器その他の物品及び外国軍隊等の構成員の海上輸送を規制するため、防衛出動を命ぜられた海上自衛隊が実施する停船検査、回航措置、防衛庁に設置する外国軍用品審判所における審判の手続等の必要な事項を定める。

(カ) 武力攻撃事態における捕虜等の取り扱いに関する法律

武力攻撃事態における捕虜等の拘束、拘留等の取り扱いに関し必要な事項を定め、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるようにするとともに、国際人道法の的確な実施を確保する。

(キ) 自衛隊法の一部を改正する法律

日米物品役務相互提供協定の改正に伴い、米軍に対する物品及び役務の提供に関し、所要の規定を整備する。